

## 新司法試験調査会報告検討グループ(第2回)議事概要

(司法試験管理委員会庶務担当)

### 1 日時

平成15年11月5日(水) 17:30 ~ 19:30

### 2 場所

最高検察庁大会議室

### 3 出席者

(委員)

高橋宏志座長，相澤哲，池田真朗，石川敏行，井田良，稲葉一生，上村達男，大橋正春，小津博司，小野瀬厚，柏木昇，釜田泰介，小早川光郎，鈴木健太，大善文男，戸松秀典，長谷部恭男，畠山稔，波床昌則，本間通義，三角比呂，宮川光治，山根祥利(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付，古宮義雄試験管理官

### 4 議題

- (1) 各グループからの報告
- (2) 協議
- (3) 次回予定

### 5 配布資料

[中間報告に対する意見募集結果を受けた論点の整理  
在り方検討グループにおける意見の整理](#)

### 7 議事等

(座長，委員，庶務担当)

(庶務担当から配布資料について説明)

配布資料 は，前回会合における配布資料に論点20を加え，整理し直した  
もの，配布資料 は，在り方検討グループにおける論点についての意見を整理し  
たもの。

#### (1) 各グループからの報告

各グループでの検討状況について報告願いたい。

まず、在り方検討グループは、配布資料について補足はないか。

特にない。

次に科目別ワーキンググループから報告願いたい。

公法系においては、論点4、5、8については、出題に当たって、これらのテーマを排除するものではないとの考えであり、また、問題数についても、変更する必要は認められないから、中間報告に付け加えるものはないということでまとまった。

民事系でも、要件事実や主張立証責任については、そのレベルはともかく、出題することに異論はなく、また、紛争予防の在り方や企画立案の在り方についても、そのような問題が出題されることを否定するわけではないが、殊更中間報告の内容を修文する必要はないという結論であった。

刑事系においても、修文の必要はないとの結論であった。

まず、事実認定については、当面事実認定を直接出題することはしないが、事実認定の前提として要求される事実を分析する能力は、長文でその中に法的に重要な事実とそうでない事実が混在している具体的事例を分析する能力を試すことにより判定することは十分可能である。

法曹倫理は、新司法試験法においては試験科目とされておらず、ストレートに出題することはできない。なお、法律家の行為が刑罰法令に触れる設例、例えば、弁護士等による証拠偽造や偽証の教唆、あるいは、法律家の刑事訴訟法手続内における行為に対する法的措置にかかわる設例、訴訟指揮に従わない検察官等の活動への対処や法廷警察権行使の要件などは、刑法・刑事訴訟法の解釈・適用に関する設例として、刑事系の試験の範囲に入ってくる。

紛争予防の在り方や企画立案の在り方については、科目によってそのような出題を否定はしないが、刑事系科目にはなじみにくく、刑事系科目においてそのような出題を行うことを示すのは妥当でない。

問題数については、短答式試験について、中間報告では各法分野の特性を勘案しつつ、基本的に法分野の数に対応した、バランスの取れた配分比率の問題数を提案した。論文式試験の問題数についても、2問は一応の目安で、小問を設定することも考えられるし、一つのケースについて刑法と刑事訴訟法それぞれの観点から設問を設けて、解答を求めるということも可能である。

庶務担当からの修文案について説明願いたい。

論点1については、修文の必要なしという案のほか、修文例として、新司法試験は、「これからの法曹に必要とされる資質を念頭に置いて、新たな法曹養成制

度における中核的教育機関としての法科大学院の理念に沿って行われる，在るべき教育内容を踏まえ，それが適切に修得されていることを判定するとともに」との文言を付け加えている。

論点 2 については，もともと法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮する必要があるという中間報告の文面であり，修文の必要なしという案を挙げている。修文例としては，「法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮することが必要であり，その運用状況を踏まえ，必要に応じて，出題・採点の在り方等を見直す工夫も必要である」としている。

論点 15 については，「法曹に対する社会のニーズに対応するために必要な，理論的かつ実践的な理解力，思考力，判断力等の判定に意を用いる」という修文例を挙げている。

論点 19 については，「審査期間に応じて，適正かつ公平な答案審査の実現を図る観点から妥当なものとなるよう，必要とされる考査委員の確保や採点期間の設定などに配慮する必要がある」という修文例を挙げている。

## (2) 協議

まず，在り方検討グループにおける意見の整理から協議願いたい。

資料は意見の整理として取りまとめたもので，このような内容で良いとなった場合に，最終報告でどのように表現するかについては再検討をお願いしたい。

1 の成績評価の方法についての内容はどうか。大体異論はないか。

現行の司法試験がこのような採点をしていて，その反省としてこのように決めたとというような誤解を招かないように配慮した文章表現が必要である。

2 の短答式試験における科目ごとの最低ラインの設定についてはいかがか。

「あらかじめ」の中味を説明してほしい。

今の段階では，何か具体的に決まっているということではない。

「あらかじめ」という時点は決まっていないということか。

一つはアナウンス効果。もう一つは，満点の半分ぐらいを最低ラインと設定することを意識した問題作りをしていくということ。「満点の半分未満」は，「例えば」となっているとおり，これに決めるべきであると意見がまとまったわけではなく，ある程度クリアなものを，あらかじめ受験者にアナウンスしておくことに意味があるということ。

「あらかじめ」は、問題作成以前ということになるのか。

最初の年にどのように設定するのかということについては別の意見もあったが、試験前に最低ラインというものを表明することは良いという議論だった。

大学の教師は、長年自分の大学で学年末試験をやって、その経験に基づいて、このぐらいが最低ラインだということが出せる。現行の司法試験も長年の積み重ねがあるが、積み重ねのない状態で最低ラインというものが本当にできるのか。数年やっていけば、法科大学院の教育がどうなのか、新司法試験の出題がどうなのか分かる。かなり低いところに設定するならできると思うが、法曹となるためのレベルというものを厳密に考え出すと、最初の数年間は難しいのではないか。アナウンス効果ということは理解できるが、どのように設定するかは難しい。

2, 3年間法科大学院での教育が進むと、修了認定において、おのずから一定のラインが出てくるのではないか。

これから試験を重ねるごとにだんだんとそういうものが確定して、何年か先には設定できるようになるというイメージか。

新しい試験がスタートする一番最初の時にどうするかは実際の運用の時に考えるとして、最低ラインというものを設けるべきであり、その最低ラインは始めからこれぐらいとしておいた方がよいのではないかということ。最低ラインがどのくらいなのかは、問題にもよるので、一律に何点とは言いきれないが、今イメージしている短答式試験の内容からすると、満点の半分未満というようなイメージか。

合格ライン以外に最低ラインを設けたからといって、どういう効果が生じるのか。アナウンス効果として、どれほどの意味があるのか。

個人的には、いくつもラインを設けて試験を複雑にしない方が良く、シンプルに短答式試験の合格に必要な成績だけを総合で考えれば良いという意見。ただ、求める最低ラインはあるべきで、司法修習があることを考えると、例えば、民事系でひどい成績を取った人が他の点が非常に良かったからといって短答式試験で合格するのはおかしいという議論がなされて、最低ラインを設けることについて合意した。

設ける以上は意味のあるものでなければならないという議論になり、合格に必要な成績が今の短答式試験の合格ラインより下がるということは無いであろうということなどから、かなり大づかみに50パーセントというラインを引いてみた。平均点からの偏差値で考えるというような意見もあったが、在り方検討グループでの意見としては、庶務担当がまとめたとおりの集約になった。

一般論として、低く設定すると意味がなく、高く設定すると有害なので、そのバランスを取らないといけない。合格率が低い試験だとかなり低く設定しておかないと有害で、ある程度得意分野がある人、例えば、公法系が天才的で民事系が不得意だという人が落ちてしまう。合格率にかなり依存している問題であり、私は合格率がかなり低くなるのではないかと予想しているので、アナウンス効果も無いぐらい低く設定しないと問題になるという感じがする。

法科大学院の間にどれだけの競争状況が生ずるかにもよる。一般に競争環境が厳しいと、最低ラインというものが、各法科大学院に極めて大きなアナウンスメント効果を持ってしまい、教育内容をゆがめるということにもなる。他方で、必要な最低限度の知識を求めるということ自体にも意味がある。例えば、車もどの性能が優れているかによって個性があるが、どこかの性能があまりひどかったら、車として危なくて市場に出せない。そういう意味で意味のある基準、過大なアナウンスメント効果を持たないような線があれば良いが、結局やってみないと分からない。

例えば、刑事系は非常に不得意であるから、刑事系についてはほとんど0点であっても、他でカバーできれば良いとかいうことになると、司法修習のことを考えても良くないのではないかとということになった。合格率はあまり意識しなかった。満点の半分未満という例は、ここまで出来ていないのであったら、とてもではないけれども通せないというライン。

刑事系がほとんど0点ということでは、総得点が足らずに受からない試験になる。平均して一定程度の点を取らないと、どちらにせよ受からない。ある程度合格点に達する点で、この科目がこの点ではダメだといえるようなラインが、そもそも出せるのか。

まず、最低ラインを設けるかどうか、設けるとして、そのレベルをどうするのか、そしていつ設けるのか。

まず、設けるかどうかについては、後には司法修習がある。司法修習では最後の二回試験も科目ごとであり、一科目でも落としてはいけない。そういう意味では成績が偏っている者が司法修習を受けるのは困る。しかし、今度の短答式試験が、幅広く基本的な問題を問うということであれば、合計点での合格ラインがかなり高くなる。そうすると、一科目でもかなり低い場合は、およそ合格できないではないかという議論は正にそのとおり。ただ、どの程度機能するかは分からないけれども、最低ラインは設けるという方向で考えようという議論になった。どの程度のラインかについては、大学の先生が試験を作る際に、半分程度もできないというのはどうしようもないという感じがあるというような脈絡から出てきた。

合格率の低い試験で易しい試験，例えば，100点満点で75点や80点に平均がくるような試験の場合には，受験生の山が75点とか80点辺りにできるので，45点とか50点というところに最低ラインを作ったとしても，本当にどうしようもない人を切るということになるが，普通の試験ではもう少し低い点の所に山がくるので，どうしようもない点数というものは35点とかその辺りになる。おのずからこの辺と決まってくるのは，4，5年経ってからではないか。最初から具体的に打ち出すというのは，それができるのかどうか，良いのかどうかという点に疑問がある。

例えば，最低ラインを半分未満の得点とすると，自信の無い法科大学院はしゃかりきになって短答式試験の訓練をしてくる。そうすると，予備校化して法科大学院の理念が崩れるということになって，アナウンス効果が逆になるおそれもある。

ここは次回にまた議論するということがか。両方の意見があったが，科目別からは，技術的な面も踏まえて慎重論が強かった。

3の論文式試験における最低ライン。今後在り方検討グループの議論の上で，この点は配慮してほしいということがあるか。

現行司法試験の「10点未満の者」という要件とほとんど変わらないと考えてよいのか。

特に何点というものを詰めたわけではない。

短答式試験とも関連するので，その際にまた検討する。

4の総合評価における短答式試験と論文式試験の比重。

1対4という点がちょっと開きすぎという気がする。短答式試験と論文式試験が同じ比率ということとはあり得ないとは言えるが，1対3程度か。

論文式試験が重いということは，了解があるだろう。しかし，「例えば，... 1対4」と，最終報告書にここまで書いてしまうかという問題はある。

感覚的なところで1対4と決めたところで，何を基準として1対4だということが残る。論文式試験を重くするという点については異論はない。

アナウンスメント効果の問題で，法科大学院の学生にどういう勉強の仕方を期待するかということにつながる。論文式よりも短答式をやってほしいというのであれば1対4は差がありすぎる。そこは，何を求めるかによる。

どちらに偏るというものではなく、基本的な知識を踏まえた上で、しっかり法的思考ができ、それをきっちり論述できるかどうかを試す試験を目指すべき。そうすると、基本的な知識をあまりにも軽視するという形のアナウンスも問題。ただ、あとは感覚的なもので、仮に短答式試験100点満点で80点取っていて、論文式試験の方も100点満点で80点取っていた時に、短答を4分の1して20点として、この人はトータル100点という成績を付けるとイメージをした時に、ちょっと軽過ぎるのかなという気がする。

短答式試験に最低ラインを設けるかどうかと関係してくる。短答式試験は最低ラインを設けて、きちんと勉強していないと最初の所でダメということが前提になっている。そして、総合評価の時に、どちらを重視して判定するかというと、これは当然論文式試験であって、その重きの置き方は1対3なのか1対4なのか難しいが、相当論文に重きを置いたということを伝えるという考え方である。

論文の比重が高いという発想は良いが、論文の場合、たまたま相当深くある事例に関することを問うような問題においては、それをやった人とやらない人では大変な差が出てくるので、1対4は論文の比重が大きすぎると感じる。

今の試験は論文式試験だけで決定している。今度は総合評価をしましょうとなった時に、1対4がすごく軽いかということそうでもない。

短答式試験はまず一次評価において機能し、そこで機能したものと別に、さらに最終合格判定の時に、短答式試験をどういう要素として判定するかという問題であるから、短答式試験の意味が無くなるということはない。

点数的に差が付かない75点や80点に山がくるような短答式試験で、仮に100点から91点までの人が合格したとすると、そこには9点の差しか無いことになる。そのグループの論文式試験の比重を1対4にするということは、決定的に論文式試験で決まることになる。これは、今の試験の短答と論文の関係と比較しても、論文が重く、感覚的に開きすぎという気がする。

論文式試験の比重が重いことは分かるが、短答式と論文式の3つの系で考えて、短答式に1つ、それぞれの系に1つという与え方をして、1対3というのもあるかと思う。どうしても1対4にしなくてはいけないという積極的なことがないとなれば、場合によれば、1対3でもそれなりに評価できるのではないか。

論文の方が重いということは共通の意識かと思うが、1対4という数字がどうかということももう少し議論する必要がある。

それでは、5のところ短答式試験と論文式試験の総合評価の具体的方法について。今までの議論を踏まえて、ここも多少変わるかもしれないので、今後検討

する。

次に、論点の整理の4で「実務に直結する分析、判断力等も判定する観点から、要件事実、主張立証責任、事実認定等の実務的な内容についても出題することについて」。

特に修文しなくても、民事系において要件事実や主張立証責任について法科大学院で学ぶ必要があり、場合によってはそれが試験に出るかもしれないということとは至極当然のことに思う。

刑事系は、主として事実認定が問題になるが、長文問題で事実分析能力を見るということで意見は一致している。直接の事実認定を問うような問題は、まだ法科大学院の実務基礎科目の教育がどの程度なされるかはっきりしないこと、記録作成という点から見ても困難であることなどから出題は難しいが、将来的に出さないとはまでは言えないので、中間報告のような文章にとどめるのが妥当。

修文しないということによろしいか。

(一同了承)

5の「法曹倫理を何らかの形で出題することについて」。刑事系から、もともと司法試験法に定められていないので出題することはできないが、問題の中で法曹倫理に関するものがあり、それが出題範囲であることは当然であるとの意見があった。報告書としては修文はしないということで、よろしいか。

(一同了承)

7の「各科目(特に民事系科目)の問題数について」。これについては何度も考えて中間報告を作ったので直す必要はないのではないかという意見であったが、そういうことによろしいか。

(一同了承)

8番目の「科目により「紛争予防の在り方」、「企画立案の在り方」を論述する問題するも出題することについて」、これはどうか。

わざわざ記載する必要はないと思う。殊更修文はしないけれども、このような問題が将来出るということを否定するわけではない。このような議論がされたということが、議事概要として公開されるわけだから、それで十分だと思う。

出題の方式とか形式について、何ら手足が縛られていないということを確認していれば、それで済むのではないか。

修文しないということによろしいか。

(一同了承)

それでは10, 論文式試験の問題数について。ここも特に討議を重ねてこのような結果となった。修正する必要なしという科目別からの意見であったが, そのとおりでよろしいか。

(一同了承)

続いて, 庶務担当に検討を依頼した事項だが, まず, 論点1, 「法科大学院において, その設置理念に沿って行われる教育を適切に履修することにより合格できる試験であることについて」, これをどう盛り込むかという問題。

論点1については特に修文の必要はないと思う。中間報告においても, 新司法試験は法科大学院の教育を踏まえたものとするとはっきり言っており, それで十分だと思う。この修正案の1のように, 司法試験で, 法科大学院で適切に修得されているかどうかを判定するという事まで言ってしまうと, もともとの中間報告の第1の1番最初の で, 法曹として必要な資質をたくさん挙げ, その下の2番目の「・」で, 司法試験がそれらの資質のすべてを判定し得るものではないと言っていることから, かえって妥当ではない。

公法系でいろいろ議論した結論も, 修文する必要はないということであった。

元の案で十分であるということによろしいか。

(一同了承)

続いて論点2, 新司法試験が実施された後, 法科大学院との有機的な連携が適正に図られているかについて継続的に検証し, 必要に応じて, 出題の在り方, 採点の在り方等を見直すことについて。

識別能力が無いような問題パターンは避け, なるべくなだらかな山を描くような問題パターンで, できる人とできない人を容易に区別できるような試験でないといけない。そのためには, 色々な角度から少しずつ統計をとりながら, 問題のパターンを修正していくことは絶対必要。アメリカのLSATが, そういう修正を50年間にわたってやっている。そのような検証は必要。ただし, その必要性については, 最後の部分で触れているので, 修文までする必要はない。

フィードバックは大事だけれども, 文章としては修文する必要なしということによろしいか。

(一同了承)

続いて論点15は, 「実践的な能力」の意味について。

文章で「実践的な能力」は何かということをかみくだくのは非常に難しい。苦労した修正案だと思う。十分とは言えないかもしれないが修正案に賛成する。

これでよろしいのではないか。

この修正案でよろしいか。

(一同了承)

もう一つは、論点19、適正な試験の実施に必要な答案審査体制の確保、審査委員の負担軽減の具体的方策について。

修文に賛成する。

「審査期間に応じて」という文言が入ることに意味があるか。

その部分は削除してはどうか。

「審査期間に応じて」は、削除するということでよいか。

(一同了承)

報告検討グループで直接議論するとされていたものが残った。

3の全試験日程の日数について。4日はきつすぎるとか、間に1日開けるようにというような具体的な意見も寄せられたが、なかなか他の選択肢は難しい。4日間程度ということであり、これでよろしいか。

(一同了承)

6の短答式試験における公法系科目・刑事系科目に対する民事系科目の配点比率について。ここはかなり慎重に議論し、十分に検討して出した結果であり、我々の考えを改めるには至らないということによいか。

(一同了承)

9の論文式試験における公法系科目・刑事系科目に対する民事系科目の配点比率について。ここも、短答式試験同様でよろしいか。

(一同了承)

11の試験時間について。これは事務的、技術的な面も考慮して検討した結果であり、寄せられた御意見はそれなりに理解できるが、修文する必要はないと思うがいかがか。

(一同了承)

最後に、12の答案量の制限について。これはいかがか。

答案量の制限はある程度必要だが、制限を設けるということだけを書いてあるので、誤解が出るのではないか。もともと、論文式試験の在り方は、第5の1で「多種多様で複合的な事実関係に基づく、比較的長文の事例を出題し、十分な時間をかけて、法的に意味のある事柄を取り出させ、その事実関係にふさわしい解決策等を示させたりすることなどにより、法的な分析、構成及び論述を行わせることを中心とする」とあり、このようなものを長時間をかけて試験をすることになると、ある程度十分な答案を用意する必要がある。もちろん一定量にまとめる能力も必要だが、ある程度十分な量を用意しておくことも必要。

制限ばかりが強くて出すぎているという発言だが、どうか。

意見を踏まえ、庶務担当において書きぶりを考えてもらってはどうか。

この点については、司法制度改革推進本部の法曹養成検討会で、裁判所出身の委員から、司法研修所での御経験を踏まえて、ある程度制限するとしても相当な分量は用意してもらいたいという発言があった。

イメージしているところは、そう異なるというわけではないのだろうが、文章の書きぶりは考えることにする。

論点の整理1から20について、大体一通り見る事ができた。最低ラインの点についてはまだまだ議論を深めなければいけない。予備日を入れて、あと2回しかないのだから、共通の理解があった点については、逐次最終報告に向けて、庶務担当の方でたたき台を練ってもらいたい。それでよろしいか。

(一同了承)

議論を蒸し返すようだが、相当な分量をペーパーとして与えると、書く人は一杯書く。このように事例を分析したり、解析したりする能力を試す場合、意味のある事実と意味のない事実を詳細に振り分けていく作業でたくさん必要になってしまい、答案の量に一定の制限を設けるという建前が無意味なことになってしまう。このようなことについては、一切触れないという選択もあるのではないか。

それも含めて検討する。

庶務担当において、可能な限り最終報告に向けてのたたき台を作成願いたい。それを基に、今日議論を深めるべきものとされたことについて、更に議論を行う。

### (3) 次回の予定

(庶務担当から次回の予定について説明)